

【PwCインド ニュースアラート】

移転価格Master File及びCbCRに関する詳細規定（草案）の公表

インド直接税中央委員会(CBDT)は、OECD BEPS Action Plan 13対応のため、移転価格文書であるMaster File 及び国別報告書(CbCR)の作成及び提出に関する詳細規定（草案）を公表しました。この新たなルールの導入に伴い、所得税法規則（Income Tax Rules,1962）に10DA及び10DBが追加され、また、申告書様式として3CEBA, 3CEBB, 3CEBC, 3CEBD, 3CEBEが新たに追加されます。

以下では、主にMaster Fileについてご紹介しております。CbCRに関してはOECDのAction Plan 13のフォーマットに整合的であり、かつ、所得税法（Income Tax Act, 1961）286条に既に大枠が規定されているため説明は割愛しております。以下、当該草案の概略及びこれがどのような影響を及ぼすかに関してQ&Aを作成しましたので確認下さいますようお願い申し上げます。

Q: 新たな規定・申告様式とは

Rule 10DA	グループ企業(親会社を含む)全てを対象とする、MasterFileに関するコンプライアンスについての規定
Form 3CEBA	Master Fileの内容(Part A- 基本的な情報 Part B- Master File作成に必要な具体的な情報)
Form 3CEBE	複数の法人がインドに所在するグループ企業の場合、Master Fileの提出法人に関しての届出
Rule 10DB	グループ企業及び親会社を対象とする、国別報告書(CbCR)に関するコンプライアンスについての規定
Form 3CEBB	CbCRを提出する海外の親会社の情報を報告するための届出
Form 3CEBC	親会社がインド企業である場合のCbCR様式
Form 3CEBD	インドのグループ企業が直接インド税務当局にCbCRを提出する場合の届出

Q: Master File及びCbCRの提出先

税務当局内部局の一つであるDirector General of Income Tax (Risk Assessment) がMaster FileとCbCRの提出先となります。また、(Principal)Director General of Income Tax (Systems)がこれらの書式の電子申告手続きの準備を行います。

Q: インドにおけるMaster Fileの重要ポイント（ケーススタディ形式）

Case 1: その企業がインド又は多国籍企業グループ内のインド関連企業であり、グループ総売上が50億ルピー(約65百万ユーロ/約76百万USドル) 以下の場合	基本的にMaster Fileを作成する必要はないが、Form 3 CEBAのPart Aの基礎的情報(企業名、住所、PAN番号、グループ企業名など)について記入・提出する必要がある。
Case 2: その企業がインド又は多国籍企業グループ内のインド関連企業であり、グループ総売上が50億ルピーを超えるが、その企業の国外関連取引が5億ルピー以下で、かつ、無形資産に関連する国外関連取引が1億ルピー以下の場合	Case 1と同様。
Case 3: その企業がインド又は多国籍企業グループ内のインド関連企業であり、グループ総売上が50億ルピーを超えており、かつ、その企業の国外関連取引が5億ルピーを超える、または、無形資産に関連する国外関連取引が1億ルピーを超える場合	Master Fileを法人所得税申告期限内までに提出する必要がある。ただし、FY2016-17年度については、その期限が2018年3月31日まで延長されている(詳細については下記Case 3A, 3B, 3C, 3D参照)。
Case 3A: Case 3において、多国籍企業グループ内のインド関連会社であって、その親会社がすでに(例えば、親会社の管轄地でMaster File具備に関する規定に基づき) Master Fileを準備している場合	インドのMaster File規定は、OECD Action Plan 13よりも細かく規定が定められており、様々な加筆・修正が盛り込まれている(詳細は次の質問を参照)。そのため、インドの対象企業は、親会社が作成したMaster Fileに対して、インドのForm 3CEBA(Part B)の要記載事項に沿うように加筆・修正を加える必要がある。仮に海外の親会社がMaster Fileを毎年更新する必要がない場合でも、インドのMaster File規定上は毎年アップデートし提出する必要がある。
Case 3B: Case 3において、多国籍企業グループ内のインド関連会社であって、その親会社がMaster Fileを作成していない場合(例えば、親会社の管轄地におけるMaster Fileに関する規定上、作成義務がない場合)	海外の親会社がMaster Fileを作成しない場合でも、インドではForm 3CEBA (Part B)の要記載事項に沿うMaster Fileを作成する必要がある。
Case 3C: Case 3において、インド又は海外の親会社がCbCRを作成していない場合(例えば、グループ総売上が550億ルピーまたは7億5千万ユーロを下回ることを理由として)	親会社がCbCRを作成しないとしても、インドではForm 3CEBA (Part B)の要記載事項に沿うMaster Fileを作成する必要がある。

Case 3D: Case 3において、インド国内にグループ企業が複数存在する場合(または恒久的施設(PE)及びインド関連会社が複数存在する場合)	グループ企業の一つが Master File を作成し、その旨を Form 3CEBE にて報告する。他のグループ企業については、 Form 3CEBA の Part A の基本情報のみを申告するだけでよい。
--	--

Q: OECD Action Plan 13とインドのMaster File要件の違い

以下のような点について修正が加えられ、追加的な報告が求められています。

- グループ企業すべての法人名及び所在地
- 海外事業に関するより詳細な説明
- グループ全体の収入、資産又は収益の10%以上を有するグループ企業すべてについての機能・リスク分析
- 無形資産の開発、管理、所有に従事している全てのグループ企業の法人名及び所在地
- ファイナンス取引についての移転価格ポリシーの詳細
- グループ内の資金供給者の上位10法人の法人名及び所在地

以上のことから、インドの**Master File**は**OECD Action Plan 13**よりも詳細な要件を求めているとすることが出来ます。これらは草案であるためパブリックコメントに基づき今後簡素化される可能性もありますが、大幅な変更はないと予想されます。

英文でのニュースアラートは下記URLをご参照下さい。

http://www.pwc.in/assets/pdfs/trs/transfer-pricing/2017/pwc_news_alert_7_october_2017_cbdt_releases_draft_rules_on_cbc.pdf

また、詳細な規定内容につきましては、以下のURLをご確認ください。

<http://incometaxindia.gov.in/news/framing-rules-respect-country-by-country-reporting-furnishing-master-file-6-10-2017.pdf>

本件に関しまして、ご不明点ございましたら、以下の担当者までお知らせください。

【デリー/グルガオン事務所】

ディレクター 古賀 昌晴 (ムンバイ兼務)

Direct: +91 (0)124 330 6531 / Mobile: +91 (0) 9650388830

Email: masaharu.koga@in.pwc.com

アソシエイトディレクター 中間雅彦

Direct: +91 (0)124 330 6347 / Mobile: +91 (0) 9560379134

Email: nakama.masahiko@in.pwc.com

アソシエイトディレクター 笠井 周(ブネ/アーメダバード兼務)(日本国会計士)

Direct: +91 (0)124 4620442 / Mobile: +91(0)9560106683

Email: chikashi.kasai@in.pwc.com

マネージャー 横山 義晃 (コルカタ兼務)(日本国会計士・税理士)

Direct: +91 (0)124 330 6824 / Mobile: +91 (0) 9560335454

Email: yoshiaki.yokoyama@in.pwc.com

【バンガロール事務所】 (ハイデラバードおよびチェンナイ兼務)

マネージャー 戸原 英則 (日本国公認会計士)

Direct: +91 (0)80 4079 4118 / Mobile: +91 (0) 9902026401

Email: tohara.hidenori@in.pwc.com

【チェンナイ事務所】

アソシエイト 山崎 嘉夫

Direct: +91 (0)44 6607 5328 / Mobile: +91 (0) 9962817839

Email: yoshio.yamazaki@in.pwc.com